**大阪府立淀川工科高等学校における給湯器取替え工事に**

**係る損害賠償請求に関する和解について**

**事案の概要**

○　平成26年２月、府立淀川工科高等学校において、検針で水道使用量の増加が認められた。水道局による調査を実施したが、漏水等は確認できなかった。

○　その後も水道使用量の増加が続いたため、同年５月に水道局委託業者による調査を実施したが、この時点でも原因は特定できなかった。

○　引き続き節水の働きかけをしつつ、校内水道設備の確認等を随時実施してきたところ、同年９月に、食物実習室内の給湯器から常時流水していることが判明した。

○　この原因は、平成25年12月20日に請負業者が施工した当該給湯器取替え工事にあると判断し、この間、業者と損害賠償について協議を進めてきた。

○　過失の有無や、損害賠償の額、期間等で認識の相違があり、協議に時間を要したが、今般、業者から、本件解決金として、1,929,026円を支払う旨の申出があった。

**府の対応**

　○　上記の解決金額は、本件高校における前年度の水道使用量等を参考に府が仮に算定した平成26年１～５月の水道料金増額分（遅延損害金等含む）に相当し、不合理な金額ではないため、申出のあった解決金額で和解することは妥当であると判断した。

○　民法第695条の規定により和解するにあたり、大阪府議会の議決が必要であるため、その旨の議案を平成28年９月定例府議会に上程する。